

広島県教育委員会教育長訓令第三号

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

本
地 方 機
校 以 外 の 教 育 機 関
序

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「県立学校改革担当課長」を「個別最適な学び担当課長」に改める。

附則第八項中「及び学びの変革推進監」を「学びの変革推進監及び県立学校改革推進監」に改める。

附則第十二項中「県立学校改革担当課長」を「教育支援推進課長、学びの変革推進課長及び個別最適な学び担当課長」に改める。

別表第二管理部の部総務課の項部長専決事項の欄中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 課長（課長相当職を含む。）の営利企業等の従事許可

別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第五号中「（校長を除く。）」を削り、同欄第十号中「承認」の下に「（教育長が別に定めるものを除く。）」を加える。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。